令和６年能登半島地震非常災害現地対策本部の設置について

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２４条第１項及び第２５条第８項の規定に基づき、臨時に、令和６年能登半島地震非常災害対策本部及び令和６年能登半島地震非常災害現地対策本部を設置した。

記

１．非常災害対策本部

（１）　名　　称　　令和６年能登半島地震非常災害対策本部

（２）　所管区域　　令和６年能登半島地震によって被災した都道府県

（３）　設置場所　　東京都（内閣府（中央合同庁舎第８号館））

（４）　設置期間　　令和６年１月１日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間

２．非常災害現地対策本部

（１）　名　　称　　令和６年能登半島地震非常災害現地対策本部

（２）　所管区域　　令和６年能登半島地震によって被害が生じた区域

（３）　設置場所　　石川県

（４）　設置期間　　令和６年１月１日から現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整のため必要と認める期間

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和６年１月１６日
内閣府防災担当